

地域の子どもたちの健やかな成長を願って

けんもり 特別支援教育だより

岡山県健康の森学園支援学校

編集
けんもり支援センター
相談・研修支援部

平成28年 4月18日 発行

平成26年1月20日、日本が国連の障害者の権利に関する条約に批准しましたが、ここ数年の特別支援教育には様々な動きがありました。平成23年の障害者基本法の改正、平成25年の障害者差別解消法の成立、学校教育法の改正等の制度改正や体制整備が進められ、すべての国民が、人格と個性を尊重しながら共に生きることできる「共生社会」の実現を目指すことが明確に打ち出されました。そして、障害を理由とする差別の禁止を明記した、障害者差別解消法が本年4月1日から施行され、共生社会への新しい年に入りました。公立学校を含めた国や地方自治体の機関などには、障害者が日常・社会生活を営む上で妨げとなる「社会的障壁」を排除するため、「必要かつ合理的な配慮（合理的配慮）」の提供が義務づけられました。

学校における合理的配慮については、平成24年7月に出席した中央教育審議会初等中等教育分科会の「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」に、五つの柱の一つとして「障害のある子どもが十分に教育を受けられるための合理的配慮及びその基礎となる環境整備」があげられています。学校における合理的配慮とは、一人一人の児童生徒が安心安全な環境の中で、十分に教育を受けられるために必要なこと、言い換えると一人一人が分かる授業や教育活動を提供することと考えます。

この合理的配慮は、誰にでも同じように決定されるものではなく、一人一人の障害の状態や発達段階に応じて決定されることが重要になります。毎日の活動の中で、それぞれの児童生徒が授業の内容が分かり学習活動に参加している実感・達成感を持ちながら充実した時間を過ごしつつ、「できた・たのしい」という成功体験の連続が「意欲」「主体性」「生きる力」を育てることになります。児童生徒の持てる力を最大限に発揮し、地域の中で存在感を高め、より充実した生活ができるようになることが大切であり、卒業後の生活に生かされることが重要になります。また、可能な限り合意形成を図った合理的配慮は、個別の教育支援計画に明記することが望ましいとされています。

今後、各学校等においても、指導・支援の一層の充実や合理的配慮の在り方など、特別支援教育の充実に向けてさまざまな取組が必要になると考えます。また、障害のある児童生徒の卒業後までを見通した支援体制づくりの中で、専門機関や就労などに関する幅広い情報が必要となることもあります。本校としても、「けんもり支援センター」事業を通して、地域のニーズに応じた取組の一層の推進を図ることにしています。これまで同様、「専門指導員派遣事業」による教員派遣や公開講座の実施、交流及び共同学習の推進や各種情報提供等に加え、本校の取組についての情報発信や本校に対する各学校・園のニーズの把握、相談支援体制の整備など充実した取組を目指します。そうすることで、地域の特別支援教育の充実や障害のある子どもたちのよりよい自立と社会参加に向けて、備北地域の特別支援教育のセンターとしての役割を果たしていきたいと考えています。気軽にご相談をお願いいたします。



校長 福岡 孝美

合理的配慮と本校の取組

「障害者の権利に関する条約」の批准に伴って制定された『障害者差別解消法』が、この4月から施行されました。この法律は、行政機関（公立学校も含まれます）と、事業者（一般企業や施設、私立学校など）を対象にしています。特に行政機関（公立学校）に対しては、率先して取り組む主体として「法的義務」が課せられています。そしてその大きな柱は二つです。

一つ目は、（直接・間接に関わらず）障害を理由とする不当な差別の禁止。

二つ目は、合理的配慮の不提供の禁止。

合理的配慮については、文部科学省の「中央教育審議会初等中等教育分科会（報告）」で、次のように説明されています。

障害のある子どもが、他の子どもと平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するために、

○学校の設置者及び学校が**必要かつ適当な変更・調整を行うこと**である。

○障害のある子どもに対して、その状況に応じて、学校教育を受ける場合に**個別に必要とされるもの**である。

○学校の設置者及び学校に対して、体制面、財政面において、**均衡を失した又は過度の負担を課さないもの**である。

さらに、その合理的配慮の決定方法については、「一人一人の障害の状態や教育的ニーズに応じて決定されるものであり、設置者・学校と本人・保護者により、発達の段階を考慮しつつ、合理的配慮の観点から踏まえ、合理的配慮について可能な限り合意形成を図った上で決定し、提供されることが望ましく、その内容を個別の教育支援計画に明記することが望ましい。また、個別の指導計画にも活用されることが望ましい。」と説明されています。これを受けて、本校でも個別の教育支援計画への合理的配慮の明記に向けて、様式の確認や記入の仕方の研修を進めているところです。

東北福祉大学の西孝志教授は、「学校教育における最大限の合理的配慮は“分かる授業を行うこと”である。」と述べています。本校教員も従前から行ってきた配慮や日々の授業実践を振り返り、“分かる授業”が子どもの持っている力を最大限に伸ばしたり、生きる力を育んだりすることにつながることを再認識していく必要があります。

合理的配慮は支援の観点から客観的に整理された新しい概念ではありますが、合理的配慮として何をすればよいのかは、障害の特性や具体的場面・状況に応じて、多様かつ個別性の高いものです。

今後、本校では学園の豊かな自然環境や施設との一体的な運営などの利点をさらに生かす取組を推進していくとともに、本人及び保護者と可能な限り合意形成を図っていきながら、実践を積み上げていき、より効果的な支援が提供されていくことが大切になってきます。（文責 山乗和彦）



（拭く範囲を示す）



（シールを貼るために容器を固定する）

相談支援

子供たちに力をつけるには、どのようにすればいいかな？



専門指導員派遣事業

(学校・園へ専門指導員を派遣します)

電話相談・来校相談

(電話や来校していただいて相談します)

相談の例

- 障害のある子どもへの支援について
- 通常学級に在籍する特別な配慮を必要とする園児・児童・生徒の支援について
- 校内での教職員研修
(障害の特性とその特性に配慮した支援についてなどのニーズに対応)
- ユニバーサルデザインの視点からの授業づくり
- 就学について(特別支援学校への就学など)
- 進路に関すること

※専門指導員派遣事業は、1年間に複数回利用できます。(回数に制限はありません)

- 相談内容の秘密は、厳守します。
- 相談日・相談方法・相談時間帯等の設定は、御希望を伺いながら進めさせていただきます。
- 専門指導員に本校のスクールカウンセラーが同行し、相談などを行うこともできます。
- 必要に応じて行政、福祉、医療機関などとも連携し、よりよい支援を探ります。
- 相談は、すべて無料です。

専門指導員派遣までの流れ

①けんもり支援センター窓口担当者 長濱益次(副校長)に電話で、相談内容、3日程度の候補日を伝える。☎ 0867-96-2995

②専門指導員派遣の日時を、けんもり支援センター長濱益次(副校長)からお知らせします。

③各市町村教育委員会に次の書類を提出する。

申請書(様式1号)、気づき表(別紙1)

作成している場合には、個別の指導計画、個別の教育支援計画



④本校の専門指導員が訪問します。

小学部: 黒瀬智子・中山ひろみ、中学部: 柴田靖子・小割正史・光島由忠

高等部: 福田和美 ※学校園に訪問させていただく前に、電話等で園児・児童・生徒様をお伺いする場合があります。

研修支援

研修会

公開講座

夏期休業中に、複数回の講座を予定しています。内容が決まりましたらホームページ等でご連絡致します。

学校公開

6月1日(水)
見学・相談
10月12日(水)
体験・相談

公開授業

小学部・中学部
高等部の各部で
予定しています。

詳細は、各校園への案内、本校ホームページでお知らせします。

【その他】

- 授業参観や施設見学等は、随時受け付けています。
- 教材・教具、検査道具の貸し出しなどもしています。

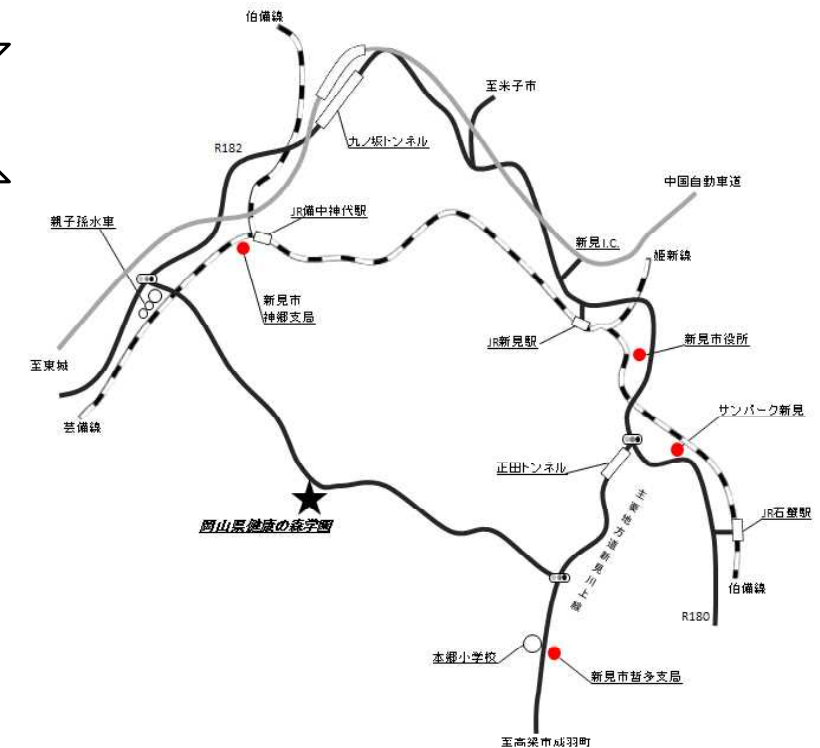
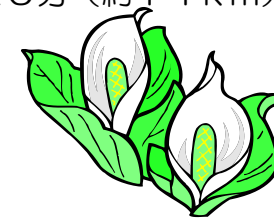
交通案内

JR新見駅から備北バス坂本行き哲多支局前下車

新見市営バス宮河内線
健康の森学園下車。

○JR石蟹駅からタクシーで
約20分(約11km)

○JR新見駅からタクシーで
約25分(約14km)



住所 〒718-0313 岡山県新見市哲多町大野 2034-5

電話 (0867) 96-2995 FAX(0867)96-2998

E-mail kenmorisien@pref.okayama.jp

HP <http://www.kenmorisien.okayama-c.ed.jp/>

